

第2期マイライフ・マイスポーツ運動 (鹿児島県民生涯スポーツ推進運動)



令和5年4月
鹿児島県教育委員会

目次

	ページ
第 1 章 生涯スポーツ推進運動の概要	
1 経緯 1
2 本方策におけるスポーツの捉え方 2
第 2 章 これまでの成果と課題等	
1 これまでの取組と成果 2
2 現状と課題 3
第 3 章 運動の基本方針	
1 基本方針 4
第 4 章 運動の方向性	
1 マイライフ・マイスポーツ運動の普及・啓発 4
2 マイライフ・マイスポーツ運動の推進と充実 5
(1) 地域スポーツ環境の構築 6
(2) 体育・スポーツ施設の有効活用 6
(3) 人材の養成及び有効活用 6
3 マイライフ・マイスポーツ運動の推進体制の充実 7
第 5 章 運動の目標指標 7

第2期マイライフ・マイスポーツ運動

第1章 生涯スポーツ推進運動の概要

1 経緯

- 本県では、平成22年6月にスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の心身の健全な発達、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする「スポーツ振興かごしま県民条例」が制定されました。
この条例に基づき、本県のスポーツの現状や県民のニーズを踏まえ、スポーツの振興施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、平成23年7月に「スポーツ振興かごしま基本方針」を策定しました。
- 一方、国においては平成23年8月に、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ立国の実現を目指すことを明言した「スポーツ基本法」を施行し、同法に基づき平成24年3月に今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」が策定されました。
また、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツ参画人口の拡大により、一億総スポーツ社会の実現に取り組んでいくことを基本方針として掲げました。
令和4年3月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策とともに「新たな3つの視点」①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、を支える具体的な施策を示した「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。
- 県教委では、平成23年に策定した「スポーツ振興かごしま基本方針」に基づく「生涯スポーツ推進」の具体的な方策として、国のスポーツ基本計画を踏まえ、平成25年に「マイライフ・マイスポーツ運動」を策定し同年からこれを展開してきました。
- この「マイライフ・マイスポーツ運動」が、令和4年度をもって終期を迎えることから、これまでの成果と課題や「スポーツ振興かごしま基本方針」及び国の「第3期スポーツ基本計画」の趣旨を踏まえながら、この度「生涯スポーツ推進」の方策を策定することとしました。
なお、これまでの生涯スポーツ推進運動を継承し、その発展を図るため、名称は「第2期マイライフ・マイスポーツ運動」とします。

2 本方策におけるスポーツの捉え方

- 「スポーツ基本法」では、「スポーツ」は「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」であると整理されています。
- スポーツ（sport）の語源であるとされているラテン語の“deportare”（デポルターレ）は「ものを運び去る」や「運搬する」という意味を有しており、これらが転じて、「義務からの気分転換、元気の回復」、日常生活から離れる「気晴らしや遊び、楽しみ、休養」といった要素を指します。
- これらを踏まえ、本方策では「スポーツ」を一定のルールに則った勝敗や記録を競うことを目的とした運動競技（陸上競技、球技等）、余暇時間等における健康・体力の保持増進を目的とした身体活動（ウォーキング、ランニング、体操等）、気晴らし、楽しみ及び交流を目的とした身体活動（散歩、サイクリング、スポーツ・レクリエーション活動等）、仕事や家事の最中の健康・体力の保持増進、美容などを目的に意識的に実施する身体活動（通勤等での歩きや自転車の活用、仕事や買い物等での徒歩による移動や階段昇降等）まで幅広く捉えることとします。

第2章 これまでの成果と課題等

1 これまでの取組と成果

- 県教委ではこれまで、広報誌やホームページ等情報媒体の活用や様々な研修会等で「マイライフ・マイスポーツ運動」の普及・啓発活動に努めてきました。
また、県民体育大会やスポーツ・レクリエーション「フェスティバル」の開催などにより、個々のライフスタイルに応じた体力づくりや健康づくりを推進し、継続的にスポーツに親しむことができるよう努めてきました。
さらに、スポーツに親しむことのできる環境づくりとして、県立学校の体育施設の開放や県民レクリエーション祭等の開催を通じて、様々なスポーツ活動に参加する機会を提供してきました。
また、スポーツ環境の整備として、スポーツ・レクリエーション活動リーダー養成講習会や地域社会武道指導者研修会等の開催による指導者の育成や市町村と連携した推進体制の整備等を推進してきました。その結果、県内における成人の週1回以上のスポーツ実施率は、平成26年度の49.9%から令和2年度は51.8%に上昇したところです。
- 県教委では、市町村における地域スポーツの拠点としてその役割が期待される総合型地域スポーツクラブを県内すべての市町村に設置することを目指し、公認アシスタントマネジャー養成講習会など総合型地域スポーツクラブの指導者養成や資質向上のための講習会の開催や県広域スポーツセンターや県スポーツ協会と連携した訪問指導により地域のスポーツ状況の把握や、クラブ運営のアドバイスを行うなど市町村における総合型地域スポーツクラブの設立・育成等に努めてきました。
その結果、県内各市町村における総合型地域スポーツクラブの設置率については、平成23年度の90.7%から令和2年度には準備中も含め、100%となりました。

◇ 令和2年度「生涯スポーツ振興のための調査」結果（鹿児島県教育委員会調査）

指 標	目標値	令和2年度	平成26年度
成人の週1回以上のスポーツ実施率	70.0%	51.8%	49.9%
成人の週3回以上のスポーツ実施率	35.0%	24.0%	23.7%

※ スポーツ実施率については、平成26年度から国の基準に改め集計した。

指 標	目標値	令和2年度	平成23年度
市町村における総合型地域スポーツクラブ設置率	100%	100%	90.7%
総合型地域スポーツクラブ認知率	100%	49.3%	38.3%

※ 設置率については、設立及び準備中を含む。

2 現状と課題

- 令和2年度に県が実施した「生涯スポーツ振興のための調査」の結果によると本県の成人の週1回以上のスポーツ実施率は、県の目標値（70%）及び国の実施率（59.9%）を下回っています。
特に、20代から40代の世代の実施率が低くなっており、また男性よりも女性の方が低くなっています。
このため、本県の成人の週1回以上のスポーツ実施率を向上するためには、総合型地域スポーツクラブ等の活動はもとより、スポーツ活動を促進する更なる取組、特に女性、ビジネスパーソン世代が気軽に取り組むことが出来る環境づくりが必要です。
また、仕事や家事等の日常生活の中で意識的に行う身体活動も、スポーツの一部であるという考え方を広く啓発することも必要です。
- 地域住民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、身近なスポーツ活動の場である県立学校体育施設の開放に努めてきました。しかしながら、令和2年3月からの新型コロナウイルス感染拡大のため利用者は減少しました。
また、令和2年度に本県が実施した「生涯スポーツ振興のための調査」の結果によると、新型コロナウイルス感染症の影響で友人・仲間とスポーツを行う機会が減少し、ウォーキング、ジョギングをはじめとする個人で気軽に行えるスポーツの実施者が増加しました。
- 総合型地域スポーツクラブの設置については、県内の市町村全てに設置することを目標に取り組んできており、現在、31市町村では設立し活動をおこなっておりますが、12市町村では設立準備中の状況であります。
総合型地域スポーツクラブは地域スポーツの拠点として、その役割の重要性はますます高まっており、今後も設立準備中の市町村に対して設立の働きかけを行うとともに、総合型地域スポーツクラブがスポーツを通じて地域の課題解決に貢献できるよう、質の向上に向けた支援を行っていく必要があります。
- 「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」を一過性のスポーツイベントに終わらせず、国体開催を契機として県民の積極的なスポーツ活動への参加やスポーツ水準の向上など、広くスポーツを普及・振興し、県民の健康増進や体力向上を図るとともに、スポーツを生かした地域づくりを推進することが必要です。

第3章 運動の基本方針

1 基本方針

県民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わい、生涯にわたって健康で活力ある生活を実現することを目指す。

- スポーツは、体力の向上、健康増進、精神的な充足感や楽しさ、達成感など心身の健康の保持増進に重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会実現に不可欠です。
- スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど人格の形成に大きな影響を及ぼすものです。
- 県民の一人ひとりがライフステージに応じてスポーツに親しむことは、心身の健康の保持増進をはじめ、地域社会の活性化や交流人口の拡大に寄与するなど人生を豊かにします。
- 本県では「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」の開催に向け、県民や市町村、競技団体等とも連携の上、開催気運の醸成を図っており、県民のスポーツへの関心はこれまで以上に高まっています。
- このことを好機と捉え、今後も、継続的なスポーツ振興を推進し、「する」「みる」「ささえる」といったスポーツとの多様な関わりをもち、「県民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わい、生涯にわたって健康で活力ある生活を実現することを目指す」ことを基本方針とします。

第4章 運動の方向性

1 マイライフ・マイスポーツ運動の普及・啓発

【1 施策の方向性】

- 県民の誰もが、いつでも、どこでも、だれでもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的・継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かで活力のある生活の実現につながることから生涯スポーツの推進を図ることは必要です。
- 本県の成人の週1回以上のスポーツ実施率は51.8%に止まっており、特に働く世代、子育て世代の実施率が他の年代と比べて低くなっていることから、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を拡充し、マイライフ・マイスポーツ運動の普及・啓発を図ります。
- 積極的にマイライフ・マイスポーツ運動を普及・啓発することにより、県民のスポーツへの関心の拡大やスポーツに親しむ気運の醸成を図り、生涯スポーツの推進を図ります。

【2 主な取組】

- 県のホームページ，SNSや広報誌等による普及・啓発活動に加え，市町村，関係部局，関係団体との連携を充実し，広く県民に周知が図られるように努めます。
- 県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会や県レクリエーション協会等と連携し，地域のニーズに応じた運動プログラムを充実させることにより，性別，年齢，障害の有無に関わらず，誰もがライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことができるよう，スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発を図ります。
- 県が主催するスポーツ・レクリエーション「フェスティバル」や県民レクリエーション祭等のスポーツイベントの内容等をより一層充実し，多くの県民が参加できるようにすることで，普及・啓発活動の充実を図ります。
また，市町村で開催されるスポーツイベント等のモデル事業として実施します。
- 県が主催するスポーツ・レクリエーションイベント等において，県パラスポーツ協会と連携し，パラスポーツを周知することにより，障害者スポーツの理解促進や障害者スポーツを体験する機会の創出を図ります。
- 県及び各関係機関，市町村のホームページを有効に活用しながら，県内のスポーツイベントのカレンダーの公開やスポーツフィールド（ランニングコース，サイクリングコース，ウォーキングコース等）の紹介等，周知・広報に努めます。

2 マイライフ・マイスポーツ運動の推進と充実

【1 施策の方向性】

- 「する」「みる」「ささえる」など多様化する県民のスポーツに関するニーズに適切に応え，県民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備します。
- 市町村及び県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等と連携し，地域のニーズに応じた運動プログラム等を充実させることにより，地域住民がライフステージに応じて，スポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境づくりを推進します。
- 地域の子ども達にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点から，地域クラブ活動が，地域，学校，競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。
- 地域住民が主体的に運営し，誰もがスポーツに参加できる総合型地域スポーツクラブが，さらに地域に根ざしたクラブとして定着するよう，地域の課題解決に向けた取組を推進し，クラブの質の充実を図ります。

【2 主な取組】

(1) 地域スポーツ環境の構築

- 県スポーツ協会や県総合体育センターと連携し、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を推進するとともに、活動実態や運営実態、ガバナンスの向上を目指し、総合型地域スポーツクラブの質的な充実を図ることで、総合型地域スポーツクラブが持続可能な運営体制となるよう支援に努めます。
- 県広域スポーツセンター認定クラブ制度を活用し、総合型地域スポーツクラブと行政の連携による地域課題の解決に向けた取組を促進するとともに、広報活動や県総合体育センターが主催する啓発イベント等を通じ、総合型地域スポーツクラブの活動状況等の周知に努めます。
また、県内各市町村において、総合型地域スポーツクラブと連携した活動が行われるよう支援に努めます。
- 市町村担当部局やスポーツ団体等と連携を図り、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、競技団体、地域スポーツクラブ等、地域における子供のスポーツ実施の場を担う関係団体において、指導者の資質向上や活動の場の調整等について連携・協力が促進されるよう努めます。
- 市町村担当部局や学校と連携し、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域のスポーツ団体が地域クラブ活動など地域のスポーツ活動を担えるよう環境づくりを推進します。
- 総合型地域スポーツクラブ等と連携し、障害者や女性も取り組みやすいスポーツイベント及び親子で体を動かすイベントの開催等の環境づくりを促進します。

(2) 体育・スポーツ施設の有効活用

- 公立学校の体育施設については、県民がスポーツ・レクリエーション活動に利用できるよう、各学校の協力を得て、その開放に努めます。
- 鴨池運動公園をはじめとする県有施設の利用について、指定管理者と連携を図り、利用しやすい環境づくりに努めます。

(3) 人材の養成及び有効活用

- スポーツ推進委員研修会、運動部活動指導者研修会や県総合体育センターが主催する各種指導者研修会等において、県民の多様なニーズに対応できるよう、本県のスポーツ指導者の資質向上に努めます。
- スポーツ指導者の情報を集約・登録し、スポーツ指導に関する派遣要請に応えるスポーツリーダーバンクの設立と活用を図ります。

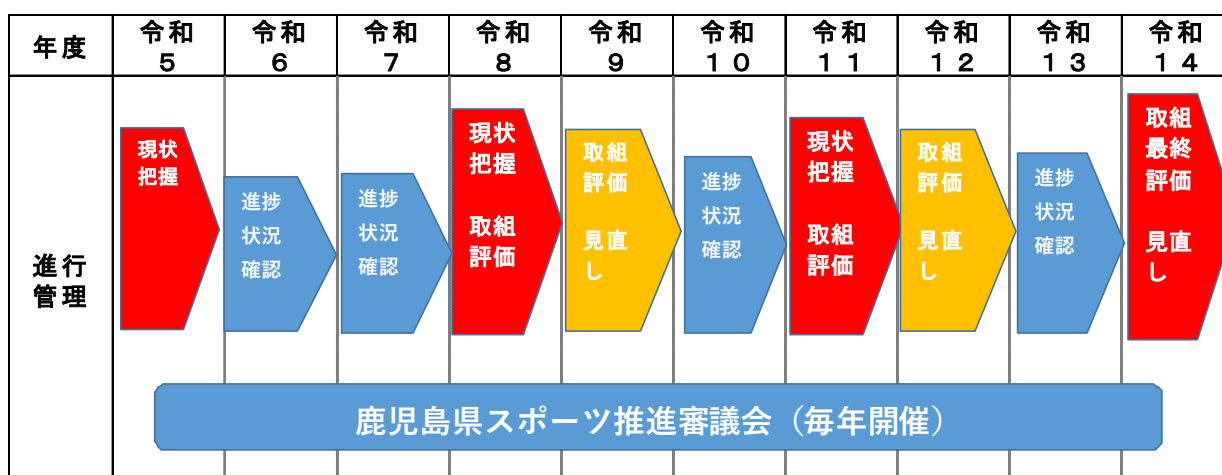
3 マイライフ・マイスポーツ運動の推進体制の充実

【1 施策の方向性】

- 第2期マイライフ・マイスポーツ運動の効果的な推進にあたっては、市町村や公益財団法人鹿児島県スポーツ協会をはじめとする各関係団体と連携・協働して取り組むことが重要です。
- 施策の進行管理については、定期的に具体的施策や目標指標の評価を行い、方策の見直しを図ることとします。

【2 主な取組】

- マイライフ・マイスポーツ運動の推進にあたっては、有識者の専門的な知見を施策に反映させるとともに、市町村や関係団体と連携して取り組みます。
また、スポーツ基本法に基づき設置された鹿児島県スポーツ推進審議会において、進捗状況や取組の成果などについて評価を行います。
- 「生涯スポーツ振興のための調査」により、定期的に県民のスポーツに対する実態やニーズを把握し、施策の見直しを行います。



第5章 運動の目標指標

県民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動を推進するために、以下の目標指標を設定します。

指 標	基準値 (令和2年度)	中間目標値 (令和9年度)	目標値 (令和14年度)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	51.8%	60.0%	70.0%